

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第1条関係）

1 個人所得課税

- (1) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地等が収用等をされたことに伴い当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合の補償金等につき本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第14条関係）
- (2) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除について、本特例を適用する際に確定申告書に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第18条の3の2関係）
- (3) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除等の適用を受けるために提出する確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合には、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができることとする。（租税特別措置法施行規則第18条の14の2、第19条の9関係）
- (4) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等について、新たに適用対象となる特定株式を発行する特定中小会社の要件、特例の適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第18条の15関係）
- (5) 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、特定非課税管理勘定にのみ上場株式等の受入れをしようとする場合に提出する届出書、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れた上場株式等に係る非課税口座年間取引報告書の記載事項の細目等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第18条の15の3～第18条の15の5、第18条の15の7～第18条の15の9、別表第七（三）関係）
- (6) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、承認に係る特例の対象に加えられた認定特定非営利活動法人等に対する一定の贈与等に係る承認手続等を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第18

条の19関係)

- (7) 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例について、本特例の適用対象となる算定方法により耐用年数が算定されている国外中古建物、国外中古建物の貸付けに係る共通必要経費の額がある場合の配分の基準の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第18条の24の2関係)
- (8) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法施行規則第19条の10の5関係)
- ① いわゆるパブリック・サポート・テストについて、相対値要件における寄附金収入金額から控除する寄附金の額の範囲等に休眠預金等交付金関係助成金の額の総額等を加えるとともに、絶対値要件における判定基準寄附者につきその判定に用いる寄附金の範囲から除外する寄附金を定める。
 - ② 国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構に対して寄附をした者がこの特例の適用を受けようとする場合に確定申告書に添付すべき書類の細目を定める。
- (9) 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、新たに適用対象となる特定新規株式を発行する特定新規中小会社の要件、特例の適用を受ける場合の確定申告書に添付すべき書類の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第19条の11関係)

2 法人課税

- (1) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる事業のうち情報通信業の範囲を見直すこととする。(租税特別措置法施行規則第20条の8関係)
- (2) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、対象となる譲渡資産の見直し等に伴い確定申告書等に添付すべき書類を見直すこととする。(租税特別措置法施行規則第18条の5、第22条の7、第22条の69関係)
- (3) 特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、対象となる法人及び特別新事業開拓事業者の範囲、本制度の適用を受ける場合に確定申告書等に添付すべき書類等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第22条の13、第22条の76の4関係)

3 国際課税

- (1) 非課税適用申告書等を提出する外国法人が特定振替機関等の営業所等の長等にその提出の際、特定振替機関等の営業所等の長等が、当該非課税適用申告書等に記載された当該外国法人の名称等につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に規定する指定法人から送信を受けた登記情報に記録された当該外国法人の名称等と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、特定振替機関等の営業所等の長等に、外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。(租税特別措置法施行規則第3条の18～第3条の20、第19条の12、第19条の14の3、第19条の15関係)
- (2) 内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、特定目的会社等である内国法人が納付した外国法人税の額とみなして特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例等の適用を受ける場合に保存すべき書類の細目等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第22条の11の2関係)

4 資産課税

非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予制度等における継続届出書等について、認定贈与承継会社等に係る貸借対照表及び損益計算書の添付を要しないこととする。(租税特別措置法施行規則第23条の8の8～第23条の10、第23条の12の2、第23条の12の3関係)

5 消費課税

- (1) 外航船等に積み込む酒類等の免税手続について、次の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行規則第36条関係)
 - ① 法人の確定申告書の提出期限の特例の適用を受ける場合における税関長の承認を受けた事実を証する書類の保存期間について所要の整備を行う。
 - ② 税関長の承認を受けた事実を証する書類の税務署長への提出を要しないこととする等の措置を講ずる。
- (2) バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税等の課税標準の特例について、対象となるカーボンリサイクルエタノールの範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行規則第37条の5の2、第37条の6関係)

6 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 国税質問検査章規則の一部改正 (第2条関係)

質問検査章の書式について、所要の規定の整備を行うこととする。(国税質問検査章規則第2条関係)

三 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年財務省令第51号)の一部改正(第3条関係)

非課税口座年間取引報告書の記載事項等に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第33条関係)

四 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年財務省令第22号)の一部改正(第4条関係)

非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税等に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第14条関係)

五 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年財務省令第24号)の一部改正(第5条関係)

資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置について、所要の規定の整備を行うこととする。(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条、第15条関係)

六 施行期日

この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和2年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)